

信州被災者生活再建支援制度（仮称）案の概要

長野県危機管理部危機管理防災課

1 経過

平成 23 年の長野県北部を震源とする地震や平成 26 年の長野県神城断層地震において、国の被災者生活再建支援制度の対象とならない全壊・半壊世帯に対して、知事特認による県単災害見舞金を支給した経過を踏まえ、住宅再建を含む被災者への支援の仕組みを検討するため、平成 27 年 2 月に「長野県版生活再建支援制度あり方検討チーム」を設置し、県と市町村が一体となって検討を行ってきた。

2 制度案

項目	内 容			
適用要件	自然災害により、住家半壊 1 世帯以上の被害が生じた場合 (市町村長と知事が協議のうえ、適用を判断)			
支援対象	自然災害により、全壊、大規模半壊、半壊、解体、長期避難となった世帯のうち、被災者生活再建支援法による支給対象外の世帯			
支援金額	基礎支援金	全壊、解体、長期避難 大規模半壊、半壊	100 万円 50 万円	※半壊の場合、基礎支援金のみ
	加算支援金	建設・購入 補修 賃借（公営住宅除く）	200 万円 100 万円 50 万円	※世帯人数が 1 人の場合、3 / 4 の金額
財政負担	県 1 / 2、市町村 1 / 2 被災者生活再建支援法が適用となる災害で、同法による支給対象外の世帯への支給（半壊世帯除く） 県 2 / 3、市町村 1 / 3			

国と県の制度比較

制度区分		信州被災者生活再建支援制度（仮称）	被災者生活再建支援法
適用要件		住宅 半壊 1 世帯以上	住宅 全壊 10 世帯以上
支援対象・金額	半 壊	最大 50 万円	—
	大規模半壊	最大 250 万円	最大 250 万円
	解体 長期避難 全 壊	最大 300 万円	最大 300 万円

3 今後の予定 市町村へ説明後、平成 31 年度のできるだけ早い時期に実施

(参考1) 全国知事会の動き

平成30年11月9日、被災者生活再建支援法の適用拡大について、全国知事会から国へ提言を行った。

【全国知事会提言概要】

- ・被災者生活再建支援制度の支給対象を半壊まで拡大すること
- ・一部地域が支援法の適用となるような災害が発生した場合には、すべての被災区域を支援の対象とすること

(参考2) 長野県版生活再建支援制度あり方検討チーム

座長：長野県企画振興部長

構成員：代表市町村防災担当課長、市長会次長、町村会次長、
長野県危機管理防災課長、市町村課長、地域振興課長、資源循環推進課長、
都市・まちづくり課長、建築住宅課長